

3W わかやまウィメンズワッチタワー 規約

第1条 (名称)

本会は、3W わかやまウィメンズワッチタワー（以下本会という。）と称する。

第2条 (活動拠点の所在地)

本会の拠点地は、和歌山県和歌山市狐島65番地の24

第3条 (目的)

- 1 本会は、自助・共助に基づく自主的な防災啓発活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
- 2 本会は、地域のコミュニケーション能力を高め、だれもが住み良い街づくりを推進することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 防災啓発活動に関すること。
- 2 防災教育及び防災訓練などの活動に関すること。
- 3 災害時の救援活動やボランティア活動に関すること。
- 4 住み良い街づくり活動に関すること。
- 5 ボランティア・NPO組織との連携に関すること。
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第5条 (会員)

本会は、3Wの活動に賛同する人々で構成する。

第6条 (役員)

- 1 本会に次の役員を置く。

(1) 代表	1名
(2) 副代表	2名
(3) 事務局	1名
- 2 役員は会員の互選による。
- 3 役員は任期は、5年とする。再任は防げない。
- 4 役員は任期途中で、役員に欠員が生じた場合は補充しその任期は前任者の残りの期間とする。
- 5 役員が在任中に辞任する時は、役員会承認を得る。

第7条 (役員の仕事)

- 1 代表は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を行う。

第8条 (会議)

本会に役員及総会を置く。

第9条 (総会)

- 1 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、とくに必要がある場合には臨時に開催することができる。
- 3 総会は、代表が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。
 - 6 総会は、委任状を含め会員の過半数を以て成立し、その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第10条 (役員会)

- 1 役員会は、代表、副代表、事務局によって構成する。
- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

第11条 (活動計画)

- 1 本会は、防災啓発活動及び街づくり推進活動をおこなう。
- 2 活動計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災教育及び防災訓練に関する事。
 - (2) 街づくり推進活動に関する事。
 - (3) その他必要な事項。

第12条 (会費)

本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

第13条 (経費)

本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 (会計監査)

- 1 会計監査は毎年1回代表が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 代表は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

第16条 (その他)

この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。